# 特定小壳供給約款

令和5年4月1日 実施

九州電力株式会社

令和5年2月14日 届 出

# 特定小売供給約款目次

I	総		則	• •	• •	• •					 • •		 	 	 	 	 • •	• •	1
]	L	適		用							 		 	 	 	 	 		1
2	2	供給約	款の届	出お	ょ	び	変	更	٠		 		 	 	 	 	 		1
5	3	定		義							 		 	 	 	 	 		1
4	Į.	単位お	よび端	数処	理						 		 	 	 	 	 		3
5	5	実 施	細	目							 		 	 	 	 	 		4
П	契	約の申	り 込み					· • •			 		 	 	 	 	 	• •	5
6	5	需給契約	約の申	込み							 		 	 	 	 	 	• •	5
7	7	需給契約	約の成	立お	ょ	び	契約	約其	钥間	ij	 		 	 	 	 	 	• •	6
8	3	需 要	場	所							 		 	 	 	 	 		6
ç	)	需給契約	約の単	位							 		 	 	 	 	 		7
1	0	供給。	の開	始							 		 	 	 	 	 	• •	7
1	1	供給。	の単	位							 		 	 	 	 	 		7
1	2	承諾(	の限	界							 		 	 	 	 	 		8
1	3	需給契約	約書の	作成							 		 	 	 	 	 		8
Ш	契	約種別	および	料金							 • •	• •	 	 	 	 • •	 	• •	9
1	4	契 約	種	別							 	• •	 	 	 	 	 		9
1	5	定額	電	灯				· • •			 		 	 	 	 • •	 		9
1	6	従 量	電	灯							 		 	 	 	 	 	• •	12
1	7	臨時	電	灯							 		 	 	 	 	 		19
1	8	公衆	街 路	灯							 		 	 	 	 	 		24
1	9	低 圧	電	力							 		 	 	 	 	 		29

	20	臨	時	,	電	力	• •	• •										 • •	 		 		 • •	33
	21	農	事	用	電	力												 	 		 		 • •	36
IV	″ 料	金0	り算	定	およ	び支	払	い										 	 • • •		 		 	42
	22	料金	色の	適	用開	始の	時	期										 	 		 		 	42
	23	検		針		日												 	 		 	• • •	 	42
	24	料金	色の	算	定期	間												 	 		 	• • ‹	 	43
	25	使月	目電	力	量の	算定												 	 		 	• • ‹	 	43
	26	料	金	の	算	定												 	 	. <b>.</b> .	 , <b>.</b> .		 	45
	27	日	割	i	計	算												 	 	. <b>.</b> .	 , <b>.</b> .		 	45
	28	料金	色の	支	払義	務お	ょ	び	支	払	期	日						 	 		 	• • ‹	 	46
	29	料金	をそ	の1	他の	支払	方	法										 	 	. <b>.</b> .	 , <b>.</b> .		 	47
	30	延	滞	į	利	息												 	 		 · • •		 	49
	31	保		証		金												 	 	. <b>.</b> .	 , <b>.</b> .		 	50
V	使	用ま	おお	び	供給													 	 		 . <b></b>		 	52
	32	適工	E契	約	の保	持												 	 	. <b>.</b> .	 . <b></b>		 	52
	33	力	率	の	保	持												 	 	. <b>.</b> .	 · • •	. <b>.</b> .	 	52
	34	需要	更場	所	<b>へ</b> の	立入	り	に	ょ	る	業	務	0	実	施			 	 		 		 	52
	35	電気	貳の	使	用に	とも	な	う	お	客	さ	ま	0)	協	力			 	 		 		 	53
	36	供	給	の	停	止												 	 	. <b>.</b> .	 . <b></b>		 	54
	37	供約	合停	止	の解	除												 	 		 		 	55
	38	供約	合停	止	期間	中の	料	金										 	 		 		 	55
	39	違		約		金												 	 		 		 	56
	40	供約	合の	中.	止ま	たは	使	用	の	制	限	ŧ	し	<	は	中	止		 		 		 	56
	41	制队	艮ま	た	は中	止の	料	金	割	引								 	 		 		 	56
	42	損害	手賠	償	の免	責												 	 		 · • •		 	57
	43	設	備	の	賠	償												 	 	. <b>.</b> .	 . <b>.</b> .	. <b>.</b> .	 	58

VI	契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
44	需給契約の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
45	名 義 の 変 更	59
46	需給契約の廃止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および	
	工事費の精算	60
48	解 約 等	62
49	需給契約消滅後の債権債務関係	62
VII	供給方法,工事および工事費の負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
50	供給方法および工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
51	工事費負担金等の申受けおよび精算	63
VIII ·	保 安	64
52	保 安 の 責 任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
53	調 查	64
54	調査に対するお客さまの協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
55	保安に対するお客さまの協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
56	自家用電気工作物	65
附	則	67
別	表	73

# 1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款(以下「この供給約款」といいます。)によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

# 2 供給約款の届出および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第4項の規定および電気事業 法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み 替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産 業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

# 3 定 義

(2) 電

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

灯

白熱電球,けい光灯,ネオン管灯,水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

# (3) 小型機器

主として住宅,店舗,事務所等において単相で使用される,電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし,急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し,または妨害するおそれがあり,電灯と併用できないものは除きます。

- (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

- (8) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量 (キロボルトアンペア) をいいます。
- (9) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力 (キロワット) をいいます。
- (10) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (ii) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (12) 貿 易 統 計関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (13) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

# 4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数 処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19(低圧電力)(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下

第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、 最小位までといたします。

- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

# 5 実 施 細 目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、 そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

# Ⅱ 契約の申込み

# 6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者(以下「当該一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別,供給電気方式,需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいい,託送約款等に定める供給地点といたします。),需要場所(供給地点特定番号を含みます。),供給電圧,契約負荷設備,契約主開閉器,契約電流,契約容量,契約電力,発電設備等(発電設備および蓄電池をいいます。),業種,用途,使用開始希望日,使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備,契約電流,契約容量および契約電力については,1年間を通じての最大の負荷を基準として,お客さまから申し出ていただきます。この場合,1年間を通じての最大の負荷を確認するため,必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、 無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客 さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らか にしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な 措置を講じていただきます。

# 7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
  - イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。
  - ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、 需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるもの といたします。
  - ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、 あらかじめ定めた契約使用期間(契約上電気を使用できる期間をいい ます。)の満了の日までといたします。
  - ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定 区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにか かわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定 める離島等供給が開始される日の前日といたします。

# 8 需 要 場 所

需要場所は、 託送約款等に定めるところによるものといたします。

# 9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、 1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別((2)の場合は、2契約種別といたします。)とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別,臨時電力,農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と 低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて 契約する場合
- (3) 災害による被害を防ぐための措置,温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置,または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置 その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない,お客さまからの申出がある場合で,当該一般送配電事業者等が技術上,保安上適当と認めたとき。

# 10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候, 用地交渉, 停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって, あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には, 当社は, その理由をお知らせし, あらためてお客さまと協議のうえ, 需給開始日を定めて電気を供給いたします。

# 11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約に

つき, 1供給電気方式, 1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

# 12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の 状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金 を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によっ てやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りす ることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

# 13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

# Ⅲ 契約種別および料金

# 14 契 約 種 別

契約種別は,次のとおりといたします。

需 要	区	分	契		約		別
			定		額	電	灯
							A
	電		従	量	電	灯	В
	灯						С
							A
需	需		臨	時	電	灯	В
	要						С
			小	央 2	街 路	ŀT`	A
					1月 11日	γ]	В
	電		低		圧	電	力
	力		臨		時	電	カ
	電流		ш	<del></del>	田・家	-	A
	要		農	事	用電	<i>J</i> J	В

# 15 定 額 電 灯

# (1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)

が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

# (2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

# (3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

# (4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島エニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島エニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

# イ需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

# 口 電 灯 料 金

(4) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	97円40銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	149円73銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	256円54銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	362円25銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	574円79銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	574円79銭

- (ロ) ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し,その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、別表 5 〔負荷設備の入力換 算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

# ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき

次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	256円94銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	391円78銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	196円44銭

# 16 従 量 電 灯

(1) 従量電灯A

# イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (4) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が5アンペア以下であること。
- (1) 定額電灯を適用できないこと。
- ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

# ハ契約電流

- (4) 契約電流は、5アンペアといたします。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

# 二料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金 額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算 定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。た だし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定さ れた燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イ によって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものと し、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定され た離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3 (離島ユニ バーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサル サービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサル サービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円 を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニに よって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとい たします。

最低料金	1 契約につき最初の12キロ ワット時まで	334円26銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18円28銭

# (2) 従 量 電 灯 B

#### イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(4) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

# ハ契約電流

- (4) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

# 二料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島コニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島エニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

# (4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	316円24銭
契約電流15アンペア	474円36銭
契約電流20アンペア	632円48銭
契約電流30アンペア	948円72銭
契約電流40アンペア	1,264円96銭
契約電流50アンペア	1,581円20銭
契約電流60アンペア	1,897円44銭

# 印 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット 時につき	18円28銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円88銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円88銭

# (ハ) 最低月額料金

(イ)および(□)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

# (3) 従 量 電 灯 C

# イ 適 用 節 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (4) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、 お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送 配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術 上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(□)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

# ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

# ハ契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

# 二契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負 荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に 次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気 機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4(契約負 荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(4)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7(契約電力等の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお,当社または当該一般送配電事業者等は,契約主開閉器が制限できる電流を,必要に応じて確認いたします。

# ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)年によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)年によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

# (4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭
-------------------	---------

# 印 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時 につき	18円28銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円88銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円88銭

# 17 臨 時 電 灯

# (1) 臨時電灯A

# イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

# ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

# ハ料金

料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で 表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の 入力換算容量〕によって換算するものといたします。)によって, 1日につき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネル ギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電 促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整)(1)イ によって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたも のとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格 が27,400円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定 された燃料費調整額を加えたものとし、別表3 (離島ユニバーサル サービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円 を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニに よって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたもの とし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定さ れた離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3 (離島ユニ バーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサル サービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円37銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14円73銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14円73銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	147円29銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	147円29銭

# ニその他

(4) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしま

せん。

- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

# (2) 臨時電灯B

# イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、 契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるもの に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需 要には適用いたしません。

# 口契約電流

- (4) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

# ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差

し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによってサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

# (4) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	351円16銭
---------------	---------

印 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28円58銭
-------------	--------

# ニその他

- (4) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電 灯Bに準ずるものといたします。

# (3) 臨時電灯C

# イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、 一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

# 口料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)年によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)年によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)年によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

# (4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

# (口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

# 1 キロワット時につき 28円58銭

# ハその他

- (4) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

# 18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

# イ 適 用 範 囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議に

よって公衆街路灯Bを適用することがあります。

# 口料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1 (再生 可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネ ルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または 小型機器料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均 燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニに よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料 費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場 合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を 加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イに よって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユ ニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニ バーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300円を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) 二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたも のといたします。

# (4) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

# 1 契約につき

49円50銭

#### 印 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとい たします。

10ワットまでの1灯につき	89円70銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	137円63銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	233円44銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	330円35銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	521円99銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	521円99銭

- b ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し,その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

# (ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	232円74銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での1機器につき	356円58銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	178円84銭

# ハその他

- (4) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。 ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (1) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

# (2) 公衆街路灯B

# イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用 いたします。

- (4) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50キロボルトアンペア未満であること。
- (D) 公衆街路灯Aを適用できないこと。
- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

# ハ 契 約 容 量

契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

# 二料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島エニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

# (化) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

# (1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	17円57銭
-------------	--------

# (ハ) 最低月額料金

(イ)および(□)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	322円97銭
---------	---------

# ホその他

- (4) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (p) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

# 19 低 圧 電 カ

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約 容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなしま す。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お

客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

# (2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

# (3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

# (4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表5 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7 (契約電力等の算定方法)に準じて算定し、(□)の係数を乗じないものといたします。

# (イ) 契約負荷設備のうち

	最初の2台の入力につき	100パーセント
最大の入力のものから	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

# (口) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7(契約電力等の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお,当社または当該一般送配電事業者等は,契約主開閉器が制限 できる電流を,必要に応じて確認いたします。

# (5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費

調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島コニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

# イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,023円23銭
---------------	-----------

#### 口電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力 量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円27銭	15円58銭

#### ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 6 (加重平均力率の 算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4) ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセント とみなします。

# ニその他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器,発電設備等その他を介して,電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 20 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力 契約電力は,低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネル

ギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電 促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワット の場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定さ れた金額の半額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適 用いたします。また、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された 平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニ によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃 料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る 場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額 を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イに よって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユ ニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニ バーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300円を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1) 二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたも のといたします。

契約電力1キロワット1日につき

204円78銭

# ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって

算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

# (4) 基本料金

基本料金は、1月につき19(低圧電力)(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19(低圧電力)(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

#### (1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電 力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円72銭	18円69銭

# ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準

じて適用いたします。

#### (4) その他

- イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力 に準ずるものといたします。

# 21 農事用電力

(1) 農事用電力A(かんがい排水需要)

# イ 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が 原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

口 契 約 電 力

契約電力は, 低圧電力に準じて定めます。

#### ハ料金

料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 (4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお,1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金(電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき

682円29銭

# (口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電 力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	12円65銭	11円57銭

# (ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

#### ニその他

- (4) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。
- (II) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

# (2) 農事用電力B (脱穀調整需要)

# イ 適 用 範 囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年,一定期間を限り,30日以上継続して使用する需要に適用いたします。

#### 口料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

#### (4) 定額制供給の場合

料金は、1年につき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2(燃

料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の次によって算定された金額の合計は、最低保証料金(最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力契約使用期間	0. 5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	3,803.03	5,417.09	8,644.88	11,872.97	15,101.06	18,328.85
30日をこえる	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1 日 に つ き	30.70	61.40	122.80	184.20	245.60	307.00

#### (ロ) 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し

引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお,契約使用期間以外の期間については,料金を申し受けません。

# a 基本料金

基本料金は、1月につき19(低圧電力)(5)イの該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金(基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

#### b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円96銭	17円12銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

# ハその他

- (4) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、 契約使用期間を変更いたします。
- (II) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、原則として、引込線等の切断または適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお,電気の供給をしゃ断する装置は,託送約款等に定める区分 装置として取り扱うものといたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

# Ⅳ 料金の算定および支払い

# 22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

# 23 検 針 日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった 日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(当該一般 送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の 日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮し て定めます。)に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に 検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお 客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日ま

での期間が短い場合

- ロ その他特別の事情がある場合
- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした 日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客 さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月に ついては、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものとい たします。

# 24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間 (以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給 を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日 から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前 日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の算定)(4)の場合の料金の算定期間は,(1)に準ずるものといたします。この場合,(1)にいう検針日は,そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし,臨時電灯,臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は,契約使用開始日から翌月の応当日(契約使用開始日に対応する日をいいます。)の前日までの期間,または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

#### 25 使用電力量の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量

は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間(需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

イ 23 (検針日) (2)の場合の使用電力量は,前回の検針の結果によるものとし,次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし,26 (料金の算定)(1)イ,ロまたはハに該当する場合は,次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流,契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお,当該一般送配電事業者等から託送約款等に定める記録型等計量器による計量値を確認できる場合は,その値により,精算いたします。

ロ 23 (検針日) (7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお,当該一般送配電事業者等から託送約款等に定める記録型等計量器による計量値を確認できる場合は,その値により,精算いたします。

- (2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けない

ときの料金の算定期間の使用電力量は, 託送約款等に定めるところにより, お客さまと当社との協議によって定めます。

# 26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需 給契約が消滅した場合
  - ロ 契約種別,契約負荷設備,契約電流,契約容量,契約電力,力率等 を変更したことにより、料金に変更があった場合
  - ハ 24 (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の 始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し,5日を 上回り,または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

#### 27 日 割 計 算

- (1) 当社は,26(料金の算定)(1)イ,ロまたはハの場合は,次により料金を算定いたします。
  - イ 基本料金,最低料金,最低月額料金または定額制供給の料金は,別表8(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
  - ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表8(日割計算の基本算式)(1)口により日割計算をいたします。
  - ハ イおよび口によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26(料金の算定)(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表8(日割計算の基本算式)(1) イにより日割計算をいたします。

# 28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
  - イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23 (検針日) (6)の場合の料金または25 (使用電力量の算定)(1)イもしくは口により 精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25 (使用電力量の算定)(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25 (使用電力量の算定) (4)の場合は、そのお客さまの属する 検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日とい たします。

- ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とい たします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、 契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。
- ハ 29 (料金その他の支払方法) (6)の場合は、当該支払期に属する最終 月のイまたは口による日といたします。
- ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制 供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般 送配電事業者等から検針の結果を確認した場合は、その日といたしま

す。

- ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計(定額制供給の農事用電力Bの場合は、料金から別表1 [再生可能エネルギー発電促進賦課金](3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計といたします。)が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で 定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を 翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、 さらにその翌日といたします。
- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、 それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うこと を希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができ ます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それ ぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日と いたします。

# 29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金 その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した 金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる 場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り

替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじ め当社に申し出ていただきます。この場合、当社の指定した日に料金 を振り替えることといたします。

- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、その クレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指 定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指 定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ニ 当社が請求情報および支払方法をお客さまの携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等によりお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ,ロ,ハまたは二により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
  - イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
  - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
  - ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社 が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
  - ニ (1)ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場

- 合,(2)にかかわらず,債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23 (検針日) (6)の場合,需給開始の日から直後の検針日の前日までを 算定期間とする料金は,需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前 日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお, 当社は, 前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯,臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

# 30 延 滞 利 息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありませ

ん。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお,消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係 る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

# 31 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始も しくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことが あります。
  - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
  - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次の いずれかに該当するとき。
    - (4) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支 払期日を経過してなお支払われなかった場合
    - (p) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、

操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらた めて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
  - イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
  - ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日 の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせ した予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場 合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

# V 使用および供給

# 32 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認め られる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

#### 33 カ率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

#### 34 需要場所への立入りによる業務の実施

(1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの 土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、 正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾 していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたし ます。

- イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験,契約負荷設備,契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認も しくは検査または電気の使用用途の確認
- ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等 に必要な業務
- (2) 当該一般送配電事業者等は、36(供給の停止)(2)もしくは(3)により必

要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたし ます。

# 35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
  - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
  - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
  - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - ホ その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況

等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

# 36 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には, 託送約款等に定めるところにより,当該一般送配電事業者等は,そのお 客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない 場合
- ロ お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の 料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務 (延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から 生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
  - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
  - ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途 に電気を使用されたとき。
  - ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
  - ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用された

とき。

- へ 34 (需要場所への立入りによる業務の実施) (1)に反して,当社の係 員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ト お客さまがその他この供給約款に反した場合
- (4) (1), (2)または(3)によって電気の供給を停止する場合には,当該一般送 配電事業者等は,当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの 電気設備において,供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお,この場合には,必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

また、供給停止のための適当な処置を行なう場合には、当該一般送配 電事業者等は、その旨を文書等によりお客さまにお知らせすることがあ ります。

# 37 供給停止の解除

36 (供給の停止)によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

# 38 供給停止期間中の料金

36 (供給の停止)によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27 (日割計算)により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

# 39 違 約 金

- (1) お客さまが36 (供給の停止) (3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて 算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

#### 40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより,当該一般送配電事業者等は,供給時間中に電気の供給を中止し,またはお客さまに電気の使用を制限し,もしくは中止していただくことがあります。

#### 41 制限または中止の料金割引

(1) 当該一般送配電事業者等が、40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

#### イ割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再

生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。)といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

# 口 割 引 率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日 を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯,公衆街路灯,臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

# 42 損害賠償の免責

- (1) 40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または48 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合

には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由 によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

# 43 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
  - イ 修理可能の場合

修 理 費

- ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

# VI 契約の変更および終了

# 44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといた します。

# 45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

#### 46 需給契約の廃止

(1) お客さまが需給契約を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は,原則として,お客さまから通知された廃 止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、48(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
  - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は, 通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
  - ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させる

ための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

# 47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の 精算

- (1) お客さま(定額電灯,従量電灯A,従量電灯B,臨時電灯,公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。)が,契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
  - イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
  - ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給 契約を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量ま たは契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日まで の期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前 日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分に つきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場 合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申 し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

二 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお,臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は,その期間の使用電力量について,減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は,増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)と残余分の比であん分してえたものといたします。

(2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費等の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

# 48 解 約 等

- (1) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、46 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その 需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合に は、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置 を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

# 49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は,需給契約の消滅によっては 消滅いたしません。

# VII 供給方法、工事および工事費の負担

# 50 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

# 51 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

# Ⅷ保安

# 52 保安の責任

当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、需給地 点に至るまでの供給設備(当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設 備を除きます。)および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の 電気工作物について、保安の責任を負います。

# 53 調 査

当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

### 54 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が 完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等または経済 産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 当該一般送配電事業者等が,託送約款等に定めるところにより,53 (調査)により調査を行なうにあたり,必要があるときは,お客さまの 承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

#### 55 保安に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。

- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは 故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、ま たは異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電 事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備等を含みます。)の設置,変更または修繕工事をされる場合は,あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また,物件の設置,変更または修繕工事をされた後,その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には,すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において,保安上とくに必要があるときには,当該一般送配電事業者等は,お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

#### 56 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については,この供給約 款のうち次のものは,適用いたしません。

- (1) 53 (調査)
- (2) 54 (調査に対するお客さまの協力)

# 附

附則

# 1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和5年4月1日から実施いたします。

# 2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅(1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。)の各戸または各居室(以下「各戸」といいます。)が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

- イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。
- ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。
- (2) 料金は, 16 (従量電灯) (1)ニ, (2)ニおよび(3)ホにかかわらず, 各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして, 次のとおり算定いたします。

# イ 基 本 料 金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金(従量電灯A の場合は料金といたします。)は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

# 3 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款(以下「旧供給約款」といいます。)附則3(公衆街路灯のお客さまについての特別措置)の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契 約 容 量契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

#### (2) 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された離島コニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

	1 契約につき最初の12キロ ワット時まで	322円97銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	17円57銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。 ただし、27(日割計算)および41(制限または中止の料金割引)の適用 については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

#### 4 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則4(農事用電灯のお客さまについての特別措置)の適用を受けて、農事用の誘が灯を毎年、一定期間を限り、1月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

#### (1) 料 金

料金は、15(定額電灯)(4)によって算定いたします。ただし、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

なお、1年の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計は、最低保証料金 (需要家料金、電灯料金および小型機器料金の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

- (2) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、27 (日割計算) に準じて日割計算をいたします。
- (3) 1年の需要家料金,電灯料金および小型機器料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は,下回る金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 9 (需給契約の単位)(1), 24 (料金の算定期間)(2), 28 (料金の支払 義務および支払期日)(1)ロ, 29 (料金その他の支払方法)(8), 別表 2

(燃料費調整)(1)ハ(ロ)および別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ハ(ロ)については、臨時電灯に準ずるものといたします。

(5) 36 (供給の停止) (3)ハおよびホについては、農事用電力に準ずるものといたします。

#### (6) その他

- イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業 者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- ハ その他の事項については、定額電灯に準ずるものといたします。

# 5 口座振替割引についての特別措置

(1) 適 用 範 囲

従量電灯または低圧電力として電気の供給を受け、料金を毎月継続して当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ振り替える方法(以下「口座振替」といいます。)により支払われるお客さまで、かつ、この特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

ただし、毎月継続して口座振替の結果等を郵送によりお知らせする場合または複数の需給契約の料金を一括して振り替える場合は適用いたしません。

(2) 契約の成立

口座振替割引契約は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

# (3) 料 金

イ 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日にその前月 の料金が引き落とされた場合には、従量電灯または低圧電力によって 算定された基本料金および電力量料金の合計から次の口座振替割引額 を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定 された金額を加えたものといたします。

1 契 約 に つ き	55円00銭
-------------	--------

- ロ 直前の検針日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金は, イの口座振替割引額を適用いたしません。
- (4) 口座振替割引契約の廃止
  - イ お客さまが口座振替割引契約を廃止しようとされる場合は,あらか じめその廃止期日を定めて,当社に通知していただきます。
  - ロ 口座振替割引契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知され た廃止期日に消滅いたします。
    - (4) お客さまが、従量電灯または低圧電力による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。
    - (ロ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は, 通知を受けた日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。

#### 6 この供給約款の実施にともなう切替措置

- (1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては,26(料金の算定)および27(日割計算)に準じて日割計算を行ない,料金を算定いたします。
- (2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合,契約

期間の終期は、臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日といたします。

# 别

#### 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし,再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ 当社の事務所に掲示いたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
  - イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
  - ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
  - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額 の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (イ) 定額制供給の場合
  - a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といた します。

b 臨時電灯A,臨時電力および農事用電力B 再生可能エネルギー発電促進賦課金は,各契約種別ごとの(1)に 定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

#### (ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定 いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の 規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出 ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとお りといたします。
  - (4) (印の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された

場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

#### 2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお, 平均燃料価格は, 100円単位とし, 100円未満の端数は, 10円 の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの

平均原油価格

- B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化 天然ガス価格
- C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭 価格

 $\alpha = 0.0053$ 

 $\beta = 0.1861$ 

 $\gamma = 1.0757$ 

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された 値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以 下第1位で四捨五入いたします。

- (4) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合 燃料費  $= (27,400円-平均燃料価格) × \frac{(2)の基準単価}{1,000}$
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り,かつ,41,100円以下の場合

燃料費 = (平均燃料価格-27,400円)  $\times \frac{(2) \odot$  基準単価 1,000

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合 平均燃料価格は、41,100円といたします。

燃料費 = (41,100円-27,400円 $) × <math>\frac{(2)$ の基準単価 1,000

# ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費 調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適 用期間に使用される電気に適用いたします。

(4) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, (II)の場合を除き,次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から	その年の5月の検針日から6月の検針日
3月31日までの期間	の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間
毎年3月1日から	その年の7月の検針日から8月の検針日
5月31日までの期間	の前日までの期間
毎年4月1日から	その年の8月の検針日から9月の検針日
6月30日までの期間	の前日までの期間
毎年5月1日から	その年の9月の検針日から10月の検針日
7月31日までの期間	の前日までの期間
毎年6月1日から	その年の10月の検針日から11月の検針日
8月31日までの期間	の前日までの期間
毎年7月1日から	その年の11月の検針日から12月の検針日
9月30日までの期間	の前日までの期間
毎年8月1日から	その年の12月の検針日から翌年の1月の
10月31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年9月1日から	翌年の1月の検針日から2月の検針日の
11月30日までの期間	前日までの期間
毎年10月1日から	翌年の2月の検針日から3月の検針日の
12月31日までの期間	前日までの期間
毎年11月1日から翌年	翌年の3月の検針日から4月の検針日の
の1月31日までの期間	前日までの期間
毎年12月1日から翌年 の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場 合は,翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の

算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間,ま たは各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は, (イ)にいう検針日は,応当日といたします。

#### 二燃料費調整額

- (4) 定額制供給の場合
  - a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの 燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A,臨時電力および農事用電力B 燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料 費調整単価といたします。

#### (ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された 燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの 場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に口に よって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、 電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金 適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単 価を適用して算定いたします。

# (2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

#### イ 定額制供給の場合

(4) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといた します。

	10ワットまでの1灯につき	53銭0厘
電	10ワットをこえ20ワットまでの1灯に つき	1円05銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯に つき	2円11銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯に つき	3円17銭9厘
灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯に つき	5円29銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワット までごとに	5円29銭8厘
小	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円58銭3厘
型機	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
器	100ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	1円58銭3厘

# (I) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに	8銭6厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	85銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	85銭4厘

# (ハ) 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの 場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	89銭8厘
-----------------	-------

# (三) 農事用電力B(脱穀調整需要)

基準単価は、次のとおりといたします。

契	約	電	力	0.	5キロワ	ット	1キロワット		2キロワット		3キロワット		4キロワット			5キロワット					
1	日(	こつ	き	円	銭 0.2	厘 224	円	銭 0.	厘 449	円	銭 0.	厘 898	円	銭 1.	厘 346	円	銭 1.	厘 795	円	銭 2.	厘 243

# ロ 従量制供給の場合

基準単価は,次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13銭6厘
-------------	-------

#### (3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

#### 3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

# イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、 10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 

A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当た りの平均原油価格

- B=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均 液化天然ガス価格
- C=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均 石炭価格

 $\alpha = 1.0000$ 

 $\beta = 0.0000$ 

 $\gamma = 0.0000$ 

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式 によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、そ の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価=

$$(79,300$$
円  $-$  離島平均燃料価格)  $\times \frac{(2)$ の離島基準単価  $1,000$ 

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り, かつ,119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価=

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価=

$$(119,000円-79,300円) ×  $\frac{(2) \circ$  離島基準単価 1,000$$

# ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(4) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(中の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調 整 単 価 適 用 期 間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間
毎年2月1日から	その年の6月の検針日から7月の検針日
4月30日までの期間	の前日までの期間
毎年3月1日から	その年の7月の検針日から8月の検針日
5月31日までの期間	の前日までの期間
毎年4月1日から	その年の8月の検針日から9月の検針日
6月30日までの期間	の前日までの期間
毎年5月1日から	その年の9月の検針日から10月の検針日
7月31日までの期間	の前日までの期間
毎年6月1日から	その年の10月の検針日から11月の検針日
8月31日までの期間	の前日までの期間
毎年7月1日から	その年の11月の検針日から12月の検針日
9月30日までの期間	の前日までの期間
毎年8月1日から	その年の12月の検針日から翌年の1月の
10月31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年9月1日から	翌年の1月の検針日から2月の検針日の
11月30日までの期間	前日までの期間
毎年10月1日から	翌年の2月の検針日から3月の検針日の
12月31日までの期間	前日までの期間
毎年11月1日から翌年	翌年の3月の検針日から4月の検針日の
の1月31日までの期間	前日までの期間
毎年12月1日から翌年 の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場 合は,翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

#### ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

- (イ) 定額制供給の場合
  - a 定額電灯および公衆街路灯A

離島ユニバーサルサービス調整額は、口によって算定された各 契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計と いたします。

b 臨時電灯A,臨時電力および農事用電力B

離島ユニバーサルサービス調整額は、口によって算定された各 契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

#### (2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

# イ 定額制供給の場合

# (4) 定額電灯および公衆街路灯A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

	10ワットまでの1灯につき	1銭3厘
電	10ワットをこえ20ワットまでの1灯に つき	2 銭 5 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯に つき	5 銭 2 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯に つき	7銭7厘
灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯に つき	12銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワット までごとに	12銭9厘
小	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3 銭 9 厘
型機	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの1機器につき	7銭7厘
器	100ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	3 銭 9 厘

# (p) 臨時電灯A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	2 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに	2 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	2銭1厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	2銭1厘

# (ハ) 臨 時 電 力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワット の場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2銭2厘
-----------------	------

# (三) 農事用電力B (脱穀調整需要)

離島基準単価は、次のとおりといたします。

契	約	電	力	0.	5キロワ	ット	1	キロワッ	<b>\</b>	2	2キロワッ	· }	ć	3キロワッ	}	4	1キロワッ	}	5	キロワッ	}
1	日(	こつ	き	円	銭 0.0	厘 006	円	銭 0.	厘 011	円	銭 0.	厘 022	円	銭 0.0	/==	円	銭 0. (	厘 )43	円	銭 0.(	厘 )54

# ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は,次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 3厘
----------------

#### (3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

# 4 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
  - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この 場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に、電気機器の数を上回る差込口の数に 応じて次の(2)によって算定した値を加えたものといたします。

(2) 差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は、次によって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。

イ 住宅,アパート,寮,病院,学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

ロイ以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

#### 5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ,ロ,ハおよびニによります。

イけい光灯

	換  算	容量
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	(ワット) × 125パーセント

# ロネオン管灯

	換	算 容	星
2 次電圧(ボルト)	入 力()	7 <del>1</del> (n 1)	
	高 力 率 型	低 力 率 型	· 入力(ワット)
3,000	3 0	8 0	3 0
6,000	6 0	1 5 0	6 0
9,000	1 0 0	2 2 0	1 0 0
1 2,000	1 4 0	3 0 0	1 4 0
15,000	1 8 0	3 5 0	180

# ハ スリームラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換   算	容量
目の接合(ミリメートル)	入 力 (ボルトアンペア)	入 力(ワット)
999以下	4 0	4 0
1,149 "	6 0	6 0
1,556 "	7 0	7 0
1,759 "	8 0	8 0
2,368 "	1 0 0	1 0 0

# 二 水 銀 灯

	換	算 容	量
出力 (ワット)	入 力()	7 <i>1</i> / 2 1 )	
	高 力 率 型	低 力 率 型	· 入力(ワット)
40以下	6 0	1 3 0	5 0
6 0 "	8 0	1 7 0	7 0
8 0 "	1 0 0	1 9 0	9 0
100 "	1 5 0	2 0 0	1 3 0
1 2 5 "	1 6 0	2 9 0	1 4 5
200 "	2 5 0	4 0 0	2 3 0
250 "	3 0 0	5 0 0	270
3 0 0 "	3 5 0	5 5 0	3 2 5
400 "	5 0 0	7 5 0	4 3 5
700 "	8 0 0	1,200	7 3 5
1,000 "	1,200	1,750	1,005

# (2) 誘導電動機

# イ 単相誘導電動機

- (4) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (1) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

			容	量
出力(ワット)	入 力(流	t`ルトアンへ゜ア)	7	力(ワット)
	高力率型	低力率型	入	)J (99F)
35以下		1 6 0		
4 5 "		180		
6 5 "		2 3 0		
100 "	2 5 0	3 5 0	   出力(ワ	
200 "	4 0 0	5 5 0	×1	33. 0パーセント
400 "	6 0 0	8 5 0		
550 "	9 0 0	1,200		
750 "	1,000	1,400		

# 口 3相誘導電動機

換貨	草容量(入力	〔キロワッ	,ト])
出力(	(馬力) ×	93.3/	パーセント
出力	(キロワット) × 1	25.07	パーセント

# (3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか 大きい換算容量といたします。

装 置 種 別 (携帯型および 移動型を含み ます。	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次 最 大 入 力(キロボルトアンペア)の 値といたします。
		20ミリアンヘ。ア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
	95キロホ゛ルトヒ゜ーク	50 " 100 "	3
	以下	100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
診察用装置		500 " 1,000 "	10
砂 奈 用 表 恒		200ミリアンヘ。ア以下	5
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンヘ゜ア超過 300ミリアンヘ゜ア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13. 5
	100キロホ、ルトヒ。 ーク 超過	500ミリアンヘ。ア以下	9. 5
	125キロボルトピーク   以下	500ミリアンヘ゜ア超過 1,000ミリアンヘ゜ア以下	16
	125キロホ゛ルトヒ゜ーク 超過	500ミリアンヘ゜ア以下	11
	150キロホ・ルトピーク 以下	500ミリアンヘ゜ア超過 1,000ミリアンヘ゜ア以下	19. 5
	コン 0.75マ	1	
蓄電器放電式 診察用装置	0. 75マイクロファラット 1. 5マ	マイクロファラット゛ ル	2
	1. 5マイクロファラット <sup>*</sup> 3 マ	` '' イクロファラット` ''	3

# (4) 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の 場合

入力 (キロワット) =最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア) ×70パーセントロ イ以外の場合

入力(キロワット)=実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

# (5) そ の 他

- イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって 欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として 契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

# 6 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

機器総容

# 7 契約電力等の算定方法

16 (従量電灯) (3)ニ(四)または19 (低圧電力) (4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)× $\frac{1}{1,000}$ 

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電 圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)×電圧 (ボルト)×1.732× $\frac{1}{1,000}$ 

#### 8 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
  - イ 基本料金,最低料金,最低月額料金または定額制供給の料金を日割 りする場合

1月の該当料金×<u>日割計算対象日数</u> 検針期間の日数

ただし、26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

<u>日割計算対象日数</u> は、<u>日割計算対象日数</u> 検針期間の日数 暦日数

といたします。

- ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合
  - (イ) 従 量 電 灯 A

最低料金適用電力量=12キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が 適用される電力量をいいます。

(D) 従量電灯Bおよび従量電灯C

第1段階料金適用電力量=120キロワット時

× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第1段階料金適用電力量とは,最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180キロワット時

× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第2段階料金適用電力量とは,120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用 される電力量をいいます。

- (ハ) (イ)または(□)によって算定された最低料金適用電力量,第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は,1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (二) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(4)および(口)の

日割計算対象日数 検針期間の日数 は, 日割計算対象日数 暦日数

といたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
  - イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給 開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまに

あらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の算定) (4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよび口にいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう暦日数は、次のとおりといたします。
  - イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日 (開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。